

自動車保険改定のご案内

いつも日新火災をお引き立ていただき、ありがとうございます。

このたび、弊社では2023年1月1日以降を保険始期とする自動車保険について、改定を行うこととなりました。つきましては、主な改定内容をご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1

主な補償の改定

(1) 被害者救済費用等補償特約の新設

ご契約車両の欠陥(自動走行システムの不具合等)や不正アクセスなどによる事故で、補償の対象となる方に法律上の損害賠償責任がないと認められた場合に、被害者を救済するための費用をお支払いする特約を新設します。

本特約は、対人・対物賠償責任保険をセットした場合に自動的にセットされます。なお、本特約のセットに伴う追加保険料はございません。

(2) レンタカー費用補償特約の改定

項目	改定内容																																																																													
支払対象期間の改定	<p>支払対象期間を「借入日からの連続利用日数」から「借入日も含めた通算利用日数」に改定します。</p> <p>【支払例(レンタカー15日特約をセット)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4/1</th><th>4/2</th><th>4/3</th><th>4/4</th><th>4/5</th><th>4/6</th><th>4/7</th><th>4/8</th><th>4/9</th><th>4/10</th><th>4/11</th><th>4/12</th><th>4/13</th><th>4/14</th><th>4/15</th><th>4/16</th><th>4/17</th><th>4/18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レンタカー借入れ</td> <td colspan="6">借入期間①(6日間)</td> <td colspan="12">借入期間②(10日間)</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td colspan="15">お支払対象期間(連続15日間)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td colspan="6">お支払対象期間①(6日間)</td> <td colspan="12">お支払対象期間②(9日間)</td> </tr> </tbody> </table>		4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	レンタカー借入れ	借入期間①(6日間)						借入期間②(10日間)												改定前	お支払対象期間(連続15日間)																			改定後	お支払対象期間①(6日間)						お支払対象期間②(9日間)											
	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18																																																												
レンタカー借入れ	借入期間①(6日間)						借入期間②(10日間)																																																																							
改定前	お支払対象期間(連続15日間)																																																																													
改定後	お支払対象期間①(6日間)						お支払対象期間②(9日間)																																																																							
自然災害発生時の上限日額撤廃	<p>自然災害発生時にレンタカーを借りることができずにタクシー等代替手段を利用する場合等を想定し※、自然災害発生時は上限日額を適用せず、合計で「上限日額×利用日数」を限度として補償します。</p> <p>【支払例(レンタカー15日特約をセット、上限日額:1日5,000円)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日目</th> <th>2日目</th> <th>3日目</th> <th>4日目</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用額</td> <td>3,000円</td> <td>1,000円</td> <td>11,000円</td> <td>1,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>保険金支払額</td> <td>3,000円</td> <td>1,000円</td> <td>改定前 5,000円 改定後 11,000円</td> <td>1,000円</td> <td>改定前 10,000円 改定後 16,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※時期的・地域的な事情によりレンタカーを借り入れることができない場合は、電車、バス、タクシー等の公共交通機関の利用費用を補償します。</p>		1日目	2日目	3日目	4日目	合計	利用額	3,000円	1,000円	11,000円	1,000円	16,000円	保険金支払額	3,000円	1,000円	改定前 5,000円 改定後 11,000円	1,000円	改定前 10,000円 改定後 16,000円																																																											
	1日目	2日目	3日目	4日目	合計																																																																									
利用額	3,000円	1,000円	11,000円	1,000円	16,000円																																																																									
保険金支払額	3,000円	1,000円	改定前 5,000円 改定後 11,000円	1,000円	改定前 10,000円 改定後 16,000円																																																																									

(3) 人身傷害補償保険(実損払)における傷害一時金の改定

これまで人身傷害補償保険(実損払)における傷害一時金は5万円を基本とし、10万円に増額することも可能(傷害一時金2倍特約をセット)としていましたが、補償シンプル化の観点から**10万円に一本化**します。

(4) その他の主な改定

項目	概要
車両保険の無過失事故に関する特約の適用拡大	相手のお車との事故で車両新価保険特約または車両超過修理費用補償特約により保険金をお支払いした場合で、被保険者の方に過失がないときはノーカウント事故として扱います(現行は3等級ダウン)。
ドラレコ特約における対象範囲の拡大	レンタカーについてもドラレコ特約をセット可能とします。
車両新価保険特約における対象範囲の拡大	フリート契約についても車両新価保険特約をセット可能とします。

弊社の直近の損害率実績等を踏まえ、保険料率のほか、以下の項目等において改定を行います。

- ノンフリート等級割増引率の変更
- 新車割引の拡大
- 年齢条件・運転者限定の割引率の見直し

ご契約のお車の種類やご契約条件によって保険料改定の幅は異なりますので、実際にご契約いただくにあたっての保険料は、保険契約申込書などをご確認ください。

自動車保険のおすすめ特約

自動車保険に特約をセットすることで、自転車運転時の事故における相手の方への賠償に関して備えることができます。

日常生活賠償責任補償特約へのご加入をご検討ください。



もし、自転車の事故でだれかにケガをさせてしまったら、相手への治療費などの賠償額はどのくらいかかるの？



9,521万円の賠償金支払いが命じられたケースもあります！

11歳の少年が夜間、帰宅中に自転車で下り坂を走行し、歩行中の62歳の女性と正面衝突。女性は跳ね飛ばされ、頭蓋骨骨折等で意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

日常生活賠償責任補償特約 をセットすることで、**相手への法律上の損害賠償責任を負担する場合に5億円を限度に補償します！**
(記名被保険者だけでなく、ご家族^{(*)2}の事故についても補償します。)

月々**200円**^{(*)1}で
セットできます！

(*)1 保険期間1年分割払(口座振替・クレジットカード払)の場合(一時払の場合、年間2,300円です。)

(*)2 ご家族とは、「記名被保険者の配偶者」「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま」をいいます。

日常生活賠償責任補償特約 は他にもこのような事故による法律上の損害賠償責任を負担する場合に補償します！

洗濯機から水漏れし、下の階が水浸しになってしまった。

学校から借りているタブレットを家で壊してしまった。

飼い犬が通行人に噛みつきケガをさせてしまった。

日常生活賠償責任補償特約

支払限度額 1事故につき5億円

ただし、被保険者が管理する他人の財物を壊した場合は、1事故につき10万円(自己負担額5千円)

セット条件 下記いずれにも該当すること。

- ①記名被保険者が個人のノンフリート契約
- ②対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をセット

(注1) 住宅以外の不動産および自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故は補償の対象となりません。

(注2) 記名被保険者またはそのご家族が個人賠償責任総合補償特約をセットした火災保険または個人賠償責任危険補償特約をセットした傷害保険を既にご契約の場合、本特約をセットされると補償が重複することがあります。この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、他の保険契約の保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<特約の名称について>

レンタカー15日特約は「レンタカー費用補償特約(15日限度)」、傷害一時金2倍特約は「人身傷害補償保険における傷害一時金の2倍支払特約」、ドラレコ特約は「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の略称です。

このチラシは、新総合自動車保険(ユーサイド)の改定の概要を記載したものです。詳細につきましては、新総合自動車保険(ユーサイド)重要事項説明書兼パンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社までご照会ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-25-7474

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-616-898

9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。